



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 有害図書等の指定（青少年・子ども家庭課） ..... 1
- 県営土地改良事業計画の決定・2件（村づくり計画課） ..... 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） ..... 2
- 森林病虫害等防除法に基づく命令の内容の公表・3件（森林管理課） ..... 2
- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課） ..... 4
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） ..... 5
- 漁業の許可の申請期間及び起業の認可の申請期間（水産課） ..... 5
- 公有水面埋立免許の出願の要領（漁港漁場課） ..... 5
- 公共測量の実施の終了の通知（漁港漁場課） ..... 6
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） ..... 7

### 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（農業研究センター） ..... 7
- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） ..... 9
- 環境影響評価方法書の縦覧（都市計画・モノレール課） ..... 10
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） ..... 11
- 開発行為に関する工事の完了・5件（建築指導課） ..... 11
- 開発行為に関する工事の完了・10件（中部土木事務所） ..... 13

## 告 示

### 沖縄県告示第412号

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）第12条第1項の規定により、有害図書等を次のとおり指定する。

平成29年 8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 1 指定した図書等の種類、題名等

種類	図書等の名称	号 別	発行所名
雑誌	裏マニアックスー極太裏事典ーBEST	2017年4月17日発行	三オブックス

2 指定する理由 図書等の内容の全部又は一部が著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性、残虐性、犯罪若しくは自殺を誘発助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

### 沖縄県告示第413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、ミースィ・唐小堀地区県営土地改良事業（農業用排水施設）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成29年8月21日から同年9月15日まで
- 縦覧に供する場所 伊江村役場
- その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。  
また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

**沖縄県告示第414号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上地中部地区県営土地改良事業（区画整理）計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 縦覧に供する書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間 平成29年8月21日から同年9月15日まで
- 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- その他 この告示に係る計画（以下「計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。  
また、計画の決定については、上記の審査請求のほか、計画の決定があったこと（審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、計画の取消しの訴えを提起することができる。

**沖縄県告示第415号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 解除予定保安林の所在場所 宮古島市平良字荷川取西原693番6・693番7・791番・字荷川取川原807番3（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 解除の理由 指定理由の消滅  
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

**沖縄県告示第416号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成29年8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 区域及び期間  
(1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部

林業事務所において縦覧に供する。)

(2) 期間 平成29年10月1日から平成30年3月31日まで

2 森林病害虫等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤によるくん蒸をすること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

(4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

#### 沖縄県告示第417号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成29年8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 区域及び期間

(1) 区域 名護市、恩納村及びうるま市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 平成29年10月1日から平成30年3月31日まで

2 森林病害虫等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤の樹幹注入による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延防止のため

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。

- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行いう見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

**沖縄県告示第418号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により特別伐倒駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成29年8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**1 区域及び期間**

- (1) 区域 国頭村、大宜味村、今帰仁村、本部町、名護市、恩納村、読谷村、うるま市、北大東村及び南大東村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）
- (2) 期間 平成29年10月1日から平成30年3月31日まで

**2 森林病虫害等の種類 松くい虫**

**3 行すべき措置の内容** 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）又は破砕をすること。

**4 命令をしようとする理由** 松くい虫の被害のまん延防止のため

**5 その他必要な事項**

- (1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を経由して知事にその旨を届け出ること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。
- (3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付するものとする。
- (4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行いう見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。
- (5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

**沖縄県告示第419号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成29年8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
--------	-------	------------

八重山加入区	主としてまぐろはえ縄漁業（総トン数10トン以上20トン未満の漁船を使用し、て行う主としてまぐろはえ縄漁業）	石垣市字新川2423番地3 具志堅用治 石垣市字白保1794番地31市営住宅1-A 高橋拓也
--------	---	--

**沖縄県告示第420号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成29年8月18日から同年9月1日まで石川漁業協同組合事務所に於いて縦覧に供する。

平成29年8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 うるま市字仲嶺321番地2 喜納兼勇、うるま市安慶名三丁目3番22号 儀間光秀
- 2 加入区 具志川加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 石川漁業協同組合

**沖縄県告示第421号**

沖縄県漁業調整規則（昭和47年沖縄県規則第143号）第6条第2項（同規則第19条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、いか漁業の許可の申請期間及び起業の認可の申請期間を平成29年9月1日から同月15日までと定めた。

平成29年8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県告示第422号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許の出願があった。その要領は、次のとおりである。

なお、出願書面及び関係図書は、平成29年8月18日から同年9月8日まで沖縄県農林水産部漁港漁場課、沖縄県北部農林水産振興センター及び伊是名村役場において縦覧に供する。

平成29年8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 出願書受理年月日 平成29年3月15日
- 2 出願の概要
  - (1) 出願人の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
    - ア 出願人 沖縄県島尻郡伊是名村字仲田1203番地 伊是名村
    - イ 代表者 沖縄県島尻郡伊是名村字仲田1203番地 伊是名村長 前田政義
  - (2) 埋立区域
    - ア 位置 沖縄県島尻郡伊是名村字勢理客屋ノ下原3214番及び3292番の地先公有水面
    - イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点を結ぶ平成28年の秋分の満潮位（D.L.+2.11メートル）における公有水面と陸地の境界線により囲まれた区域
      - ①の地点 三等三角点（敢18）大ノ山の地点から230度06分00秒1,163.54メートルの地点
      - ②の地点 ①の地点から226度58分49秒69.99メートルの地点
      - ③の地点 ②の地点から271度58分12秒1.98メートルの地点
      - ④の地点 ③の地点から226度59分02秒17.94メートルの地点
      - ⑤の地点 ④の地点から316度58分51秒25.00メートルの地点
      - ⑥の地点 ⑤の地点から226度58分48秒95.45メートルの地点

- ⑦の地点 ⑥の地点から263度19分35秒30.31メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から218度20分32秒2.09メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から263度19分33秒99.22メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から173度19分24秒1.32メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から229度33分24秒0.94メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から263度19分35秒31.18メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から274度32分51秒1.03メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から297度06分38秒1.03メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から319度32分56秒1.03メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から342度05分26秒1.03メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から353度19分34秒100.44メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から94度27分31秒11.84メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から87度39分01秒53.42メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から37度02分35秒29.67メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から93度02分06秒34.74メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から83度32分15秒53.10メートルの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から45度08分48秒30.10メートルの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から61度58分06秒46.47メートルの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から36度34分42秒9.40メートルの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から39度35分58秒29.87メートルの地点
- ㉗の地点 ㉗の地点から02度16分32秒1.06メートルの地点

ウ 面積 32,155.69平方メートル

(3) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 沖縄県島尻郡伊是名村字勢理客屋ノ下原3214番から3291番を経て3292番に至る間の土地に接する国有海浜地内及び同地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 三等三角点（敢18）大ノ山の地点から238度11分39.49秒1,158.10メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から136度49分47秒377.78メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から181度17分07秒154.24メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から226度58分49秒324.45メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から258度45分59秒638.19メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から336度01分48秒184.87メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から38度00分05秒630.49メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から83度19分33秒207.41メートルの地点

ウ 面積 429,254.25平方メートル

(4) 埋立地の用途 漁港施設用地及び公共施設用地

3 意見書の提出方法及び提出期限 この告示で告示された埋立てに関して利害関係を有する者は、知事に意見書を提出することができる。意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載して沖縄県農林水産部漁港漁場課に提出すること。

**沖縄県告示第423号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成29年8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 宮古島市平良字池間地内（池間漁港）
- 2 公共測量を実施した期間 平成29年5月15日から同年6月6日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

**沖縄県告示第424号**

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成29年 8月18日

沖縄県文化観光スポーツ部長 嘉 手 莉 孝 夫

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 平成29年 9月 8日から同年10月15日まで
- 4 観覧料の額

平成29年度博物館企画展「ウィルソンが見た沖縄—琉球の植物研究史100年とともに—」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	600円	480円
	大学生及び高校生	400円	320円
	中学生及び小学生	300円	240円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
  - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
  - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
  - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

## 公 告

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成29年 8月18日

沖縄県農業研究センター所長 新 里 良 章

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量 高性能牽引トラクター及び高機動力中型トラクター一式（数量は、仕様書による。）
  - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入の期限 平成30年 1月15日（月曜日）
  - (4) 納入の場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加者名簿に登録された者であること。
  - (2) 購入備品に関し、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 平成29年 8月18日（金曜日）から同年10月10日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
  - (2) 場所 沖縄県農業研究センター研究企画班 〒901-0336 糸満市字真壁820番地 電話番号098-840-8501
- 4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年10月17日（火曜日）午前10時
  - (2) 場所 沖縄県農業研究センター 〒901-0336 糸満市字真壁820番地
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに4(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成29年8月18日（金曜日）から同年10月10日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 8 落札者の決定方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。その場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじをひかせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県農業研究センター
  - (2) 所在地 〒901-0336 糸満市字真壁820番地
- 10 契約の手續において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他の必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時に4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による方法は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
    - ア 期限 平成29年10月13日（金曜日）午後5時
    - イ 方法 簡易書留便により9(2)の場所に提出すること
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 SUMMARY
- (1) ITEMS TO BE PURCHASED AND QUANTITY:High performance tractor 1 set, High mobility middle tractor 1 set(The quantity of the equipment is based on a specification.)
  - (2) DEADLINE FOR DERIVERY:January 15th, 2018
  - (3) OPENING OF BIDS:October 17th, 2017 (10:00 am)
  - (4) POINT OF CONTACT:Reserch Planning Section, Agricultural Research Center, Okinawa Prefectural Government, 820 Makabe, Itoman City, Okinawa, Japan, 901-0336



Telephone:098-840-8501

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成29年 8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年 7月26日  
(2) 商号名 ナカミツ  
(3) 代表者名 仲宗根満  
(4) 所在地 浦添市大平一丁目11番1-1号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第11277号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年 6月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年 7月27日  
(2) 商号名 若松建設株式会社  
(3) 代表者名 新垣文雄  
(4) 所在地 宜野湾市我如古一丁目37番5号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-26）第12608号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年 7月10日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成29年 7月27日  
(2) 商号名 有限会社宮八造園土木  
(3) 代表者名 島袋功太  
(4) 所在地 石垣市字真栄里395番地2  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第10161号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年 7月12日付けで、建設業法第12条に基づき石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成29年 7月27日  
(2) 商号名 イーエヌ建設株式会社  
(3) 代表者名 西岡英治  
(4) 所在地 那覇市泉崎2丁目103番地15  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第13184号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年 7月12日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成29年 7月27日  
(2) 商号名 有限会社新栄建設  
(3) 代表者名 山口善則  
(4) 所在地 大宜味村字喜如嘉580番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-26）第3592号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業及び大工工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年 7月14日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業及び大工工

事業を廃止した旨の届出があった。

- 6(1) 処分をした年月日 平成29年7月27日  
(2) 商号名 株式会社丸伸土木工業  
(3) 代表者名 石垣伸  
(4) 所在地 豊見城市字豊見城530番地8レジデンスながみね102  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-29)第11716号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年7月14日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成29年7月27日  
(2) 商号名 株式会社琉球テクノロジーズ  
(3) 代表者名 古舘幸治  
(4) 所在地 那覇市泉崎2丁目4番10号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第12747号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年7月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成29年7月28日  
(2) 商号名 沖縄熱帯植物管理株式会社  
(3) 代表者名 新里隆一  
(4) 所在地 本部町字山川1466番地1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第10388号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年7月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成29年7月28日  
(2) 商号名 有限会社丸真開発  
(3) 代表者名 垣花登喜子  
(4) 所在地 宮古島市平良字下里1472番地4  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第9139号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち石工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年7月20日付けで、建設業法第12条に基づき石工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成29年7月28日  
(2) 商号名 沖電企業株式会社  
(3) 代表者名 古堅幹也  
(4) 所在地 浦添市牧港四丁目6番11号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-29)第4543号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、管工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業に関する特定建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成29年7月21日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、管工事業、鉄筋工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があった。

沖縄県環境影響評価条例(平成12年沖縄県条例第77号)第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第5条第1項の規定により、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成したので、同条例第42条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第7条の規定により、次のとおり当該方法書を縦覧に供する。

平成29年 8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画決定権者の名称 沖縄県知事 翁長雄志
- 2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模
  - (1) 名称 宮古広域公園整備事業
  - (2) 種類 スポーツ又はレクリエーション施設の建設の事業
  - (3) 規模 約51ヘクタール
- 3 都市計画対象事業が実施されるべき区域 宮古島市下地字与那覇
- 4 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 宮古島市下地
- 5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (1) 場所
    - ア 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課 那覇市泉崎1丁目2番2号
    - イ 沖縄県土木建築部宮古土木事務所 宮古島市平良字西里1125番地
    - ウ 宮古島市建設部都市計画課 宮古島市下地字上地472番地39
  - (2) 期間 平成29年 8月18日から同年 9月19日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
  - (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- 6 意見書の提出 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次に定めるところにより、意見書の提出により意見を述べるができる。
  - (1) 提出期限 平成29年10月3日の午後5時まで
  - (2) 提出先 5(1)の場所に郵送又は持参すること。
  - (3) 記載事項 意見書には、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、方法書の名称並びに環境の保全の見地からの意見（日本語により記述し、意見の理由を含めること。）を記載すること。
- 7 この公告及び縦覧に関する問合せ先 沖縄県土木建築部宮古土木事務所 電話番号0980-72-2769

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年 8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・4・7号豊見城宜保線沿線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 8月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成22年 2月25日 沖縄県指令土第118号、平成22年 5月17日 沖縄県指令土第494号（変更）、平成23年 6月3日 沖縄県指令土第625号（変更）、平成24年11月 8日 沖縄県指令土第1142号（変更）、平成26年11月 5日 沖縄県指令土第1174号（変更）、平成27年 7月21日 沖縄県指令土第678号（変更）、平成29年 7月19日 沖縄県指令土第531号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字瀬長174番1の一部、174番5の一部及び174番6の一部（3工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 豊見城市字瀬長174番地5 WBFリゾート沖縄株式会社 代表取締役 近藤康生
- 5 検査済証番号 平成29年 8月7日 第4397号
- 6 工事完了年月日 平成29年 7月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年8月18日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年8月17日 沖繩県指令土第650号、平成29年7月27日 沖繩県指令土第542号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平784番2、785番1、785番5、786番5及び788番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字宮平94番地 宮平自治会の区長 荻堂勉
- 5 検査済証番号 平成29年8月7日 第4398号
- 6 工事完了年月日 平成29年7月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年8月18日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年6月10日 沖繩県指令土第509号、平成28年10月17日 沖繩県指令土第772号（変更）、平成29年2月20日 沖繩県指令土第113号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 沖繩市古謝二丁目201番4ほか16筆（3工区及び6工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖繩市泡瀬二丁目18番11号5F 株式会社UCHI 代表取締役 高江洲篤
- 5 検査済証番号 平成29年8月7日 第4399号
- 6 工事完了年月日 平成29年3月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年8月18日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年12月27日 沖繩県指令土第948号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小那覇千原631番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小那覇94番地の1フェリーチェ101号 川上弘太郎
- 5 検査済証番号 平成29年8月7日 第4400号
- 6 工事完了年月日 平成29年7月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年8月18日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年10月6日 沖繩県指令土第1084号、平成27年1月27日 沖繩県指令土第51号（変更）、平成27年11月5日 沖繩県指令土第882号（変更）、平成27年11月24日 沖繩県指令土第904号（変更）、平成29年8月2日 沖繩県指令土第553号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字添石門口原185番ほか21筆（1-2工区及び2工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 水路及び里道
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市桃原一丁目22番1号 宗教法人遍照寺 代表役員 伊佐学
- 5 検査済証番号 平成29年8月8日 第4401号
- 6 工事完了年月日 平成29年7月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年8月18日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年4月8日 沖縄県指令中土第34号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北浜新田原220番2及び220番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小波津645番地の1 ベルアンジュ105号 宮平努
- 5 検査済証番号 平成29年5月19日 C第319号
- 6 工事完了年月日 平成29年4月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年8月18日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年4月20日 沖縄県指令中土第40号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市志真志二丁目322番ほか2筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市志真志二丁目2番5号 花城康真
- 5 検査済証番号 平成29年5月19日 C第320号
- 6 工事完了年月日 平成29年4月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年8月18日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年1月18日 沖縄県指令中土第197号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小橋川与那川182番5、182番7及び182番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小橋川39番地 知念涼子
- 5 検査済証番号 平成29年5月22日 C第321号
- 6 工事完了年月日 平成29年5月12日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年8月18日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年5月13日 沖縄県指令中土第50号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地下千増554番4及び567番4

- 3 公共施設 なし  
 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市首里石嶺町1丁目158番地 KY商事株式会社 代表取締役 小橋川安江  
 5 検査済証番号 平成29年6月1日 C第322号  
 6 工事完了年月日 平成29年5月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年8月18日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年5月17日 沖縄県指令中土第52号  
 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字奥間浜原856番21  
 3 公共施設 なし  
 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 沖縄市宇古謝193番地ヴィラレグルスⅡ206号 祝嶺真希  
 5 検査済証番号 平成29年6月2日 C第323号  
 6 工事完了年月日 平成29年5月11日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年8月18日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年8月18日 沖縄県指令中土第919号、平成29年6月15日 沖縄県指令中土第2076号（変更）  
 2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市当山二丁目470番1、471番1及び471番3  
 3 公共施設 なし  
 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 浦添市当山二丁目40番20号 社会福祉法人琉和の里福社会 理事長 安里和子  
 5 検査済証番号 平成29年6月22日 C第324号  
 6 工事完了年月日 平成29年6月19日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年8月18日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年8月23日 沖縄県指令中土第924号、平成29年2月21日 沖縄県指令中土第608号（変更）  
 2 開発区域に含まれる地域の名称 浦添市牧港四丁目656番4ほか6筆  
 3 公共施設の種類、位置及び区域  
 (1) 種類 道路  
 (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
 （「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）  
 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市泉崎2丁目101番地28田名ビル2F エルライト株式会社 代表取締役 山城興治  
 5 検査済証番号 平成29年6月28日 C第325号  
 6 工事完了年月日 平成29年5月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 8月18日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年12月16日 沖縄県指令中土第1135号、平成29年 6月12日 沖縄県指令中土第2047号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市我如古二丁目943番 1 ほか 3 筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市佐敷字新里521番地 森下剛
- 5 検査済証番号 平成29年 6月28日 C第326号
- 6 工事完了年月日 平成29年 6月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 8月18日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年 3月15日 沖縄県指令中土第32号、平成29年 9月12日 沖縄県指令中土第1056号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長東18番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小波津44番地県営西原団地 4 棟301号 與儀正
- 5 検査済証番号 平成29年 7月 6日 C第327号
- 6 工事完了年月日 平成29年 6月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成29年 8月18日

沖縄県中部土木事務所長 赤 崎 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年 2月26日 沖縄県指令中土第696号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 宜野湾市志真志一丁目310番 9
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 宜野湾市志真志一丁目 5 番11号 株式会社R T S 代表取締役 花城律子
- 5 検査済証番号 平成29年 7月12日 C第328号
- 6 工事完了年月日 平成29年 6月 2日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--